

	令和5年度行政事業レビューシート					(文部科学省)	
事業名	要保護児童生徒援助費補助等			担当部局庁	初等中等教育局		作成責任者
事業開始年度	昭和34年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	修学支援・教材課		高校修学支援室長 林 正敏
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・学校教育法第19条 ・就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律 ・学校給食法 ・学校保健安全法			関係する 計画、通知等	要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)		
政策	2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり			主要経費	教育振興助成費		
施策	2-6 教育機会の確保のための支援づくり						
政策体系・評価書URL	https://www.mext.go.jp/content/20221215-mxt_kanseisk01-000026547-12.pdf						
事業の目的 (5行程度以内)	学齢児童生徒の保護者には子供を小中学校等に就学させる義務が課せられていることを踏まえ、その義務の遂行に支障がないよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に学用品費等を給与するなど就学援助事業を行う市町村に対し、国が必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。						
現状・課題 (5行程度以内)	要保護児童生徒数及び要保護児童生徒が公立児童生徒数に占める割合はいずれも9年連続で減少している。主な減少要因としては児童生徒総数の減少及び経済状況の変化などがある。 (人数) H24年度:152,947人 → R3年度:90,257人 (割合) H24年度:1.54% → R3年度:0.99% 出典:就学援助実施状況等調査(文部科学省)						
事業概要 (5行程度以内)	学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、市町村が行う就学援助のうち、要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者)を対象とするものに対して、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、これに要する経費の1/2を国が補助するものである。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「デジタルガバメント実行計画」等に基づき、就学事務システム(就学援助)の標準仕様書を作成する。						
事業概要URL	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm						
実施方法	委託・請負、補助						
補助率等	市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、経費の一部を補助(補助率1/2)						
予算額・ 執行額 (単位:百万円) (インプット)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
	予算の 状況	当初予算(A)	626	628.4	597	573.6	589
		補正予算(B)	-	-	-	-	
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
		前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
		予備費等(E)	75	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	701	628.4	597	573.6	589	
	執行額(G)		175	334	403		
	執行率(%) =(G)/(F)		25%	53%	68%		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]		28%	53%	68%			
令和5・6年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)		
	(項)	初等中等教育振興費			修学旅行費の単価増 ※金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。		
	(目)	要保護児童生徒援助費(学用品費)	495	520			
	(目)	要保護児童生徒援助費(医療費)	50	45			
	(目)	初等中等教育振興事業委託費	28	24			
		その他					
	計(A)		573.6	589			

活動内容① (アクティビティ)		経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に学用品費等を給与するなど就学援助事業を行う市町村に対し、国が必要な援助を行う。								
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		援助が必要な人への補助	要保護児童生徒数 (令和4年度は今後調査予定)	活動実績	人	97,752	90,257	-	-	-
				当初見込み	人	100,356	94,514	88,321	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	就学援助は円滑な義務教育の遂行のための制度であり、本制度によって保護者に課された子供に義務教育を受けさせる義務が果たされることにより、経済的に就学困難な児童生徒であっても義務教育を修了することができる。 よって義務教育修了後の状況である、中学校卒業後の進学率を成果目標として設定したものである。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 10 年度	
		中学校等卒業者のうち進学した者の割合をリーマンショック前(平成20年3月卒業者)の水準以上とする。	中学校等卒業者のうち進学した者の割合	成果実績	%	99.1	99.2	99.1	-	
				目標値	%	98.2	98.2	98.2	98.2	
				達成度	%	100.9	101	100.9	-	
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		学校基本調査								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		-								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
		義務教育は継続的に実施されなければならないものであり、保護者の就学させる義務も学齢である子供がいる限り常に課せられるものであって、市町村が行う就学援助も中学校卒業まで毎年度継続的に実施されるものである。また、中学校卒業後も学年進行により毎年度発生する。 よってアウトカム(中学校卒業者の進学状況)は毎年度測定されるものであり、かつアクティビティの最終目標である義務教育の遂行でもあるため、単一のアウトカム設定となっている。なお、目標最終年度は次期教育振興基本計画の計画期間としている。								
事業に関連する KPIが定められて いる閣議決定等	名称	-								
	URL	-								
	該当箇所	-								

[illegible]

※令和4年度実績を記入。なお、金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。

文部科学省
403百万円

補助(支出委任)

A. 都道府県47機関
362百万円

〔要保護者に対する就学援助の実施に必要な経費を支出〕

補助(支出委任)

B. 市区町村1037機関
362百万円

〔要保護者に対する就学援助の実施に必要な経費を補助〕

委託【随意契約(企画競争)】

C. アビームコンサルティング株式会社
40百万円

〔就学事務システムの標準仕様書作成〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	要保護児童生徒援助費補助金の支出	49	補助金	要保護児童生徒援助費補助金の支出	19
計		49	計		19
C.			D.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	賃金	33			
諸謝金	検討委員謝金	0.1			
その他	消費税相当額	3.3			
一般管理費	一般管理費	3.6			
計		40	計		

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

